

第4期大津市教育振興基本計画
大津市教育大綱

素案

令和6年7月4日（令和7年策定）

目 次

目 次	1
第1章 計画策定に当たって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の範囲	3
5. 計画の策定体制	4
第2章 大津市の教育をめぐる現状と課題	5
1. 本市を取り巻く環境の変化や動向	5
2. 教育政策をめぐる動向	9
3. 第3期基本計画期間中の成果と課題	11
第3章 大津市の教育の基本理念と基本方針	16
1. 基本理念	17
2. 基本方針	18
第3期基本計画と第4期基本計画の比較	19
基本方針1 一人ひとりの可能性を引き出し、心豊かに生きる力を育む	20
基本方針2 すべての子どもが安心して学べる教育を推進する	22
基本方針3 とともに学び支え合う社会の実現を目指す	24
第4章 施策体系	26
基本方針1	26
基本方針2	28
基本方針3	30
第5章 計画の推進に当たって	32
1. 教育に関わる関係部署・関係機関及び学校・家庭・地域との連携	32
2. 計画の進行管理と見直し	32
3. 計画の周知等	32
資料編	33

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の背景と趣旨

平成18年（2006年）12月に、公布・施行された改正教育基本法では、人格の完成や個人の尊厳などの普遍的な理念等のこれまでの教育基本法を大切にしながら、新しい時代にふさわしい教育理念を定めています。

また、同法17条では、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な方針及び講ずべき施策に関して、国に教育振興基本計画の策定を義務付け、地方公共団体においても、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じた教育振興基本計画を定めるよう努めなければならないと規定されました。

さらに、平成26年（2014年）6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、教育の中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化などに資するため、すべての地方公共団体に総合教育会議を設置すること、また、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を地方公共団体の長が定めることなどが規定されました。

本市では令和2年（2020年）9月に「第3期大津市教育振興基本計画／大津市教育大綱」（以下、「第3期基本計画」という。）を策定し、諸施策に取り組んできました。

この第3期基本計画は、令和6年度（2024年度）で最終年度を迎えることから、この度、これまでの取組の成果と課題、国や県の教育振興基本計画の内容、及び社会環境の変化等を踏まえ、今後の一層の教育行政の充実・発展に努めることを目的として、当事者である子どもたちからの意見も聴きながら、将来を見据えた教育等の振興に関する基本理念、基本方針、取り組む施策を示した「第4期大津市教育振興基本計画／大津市教育大綱」を策定しました。

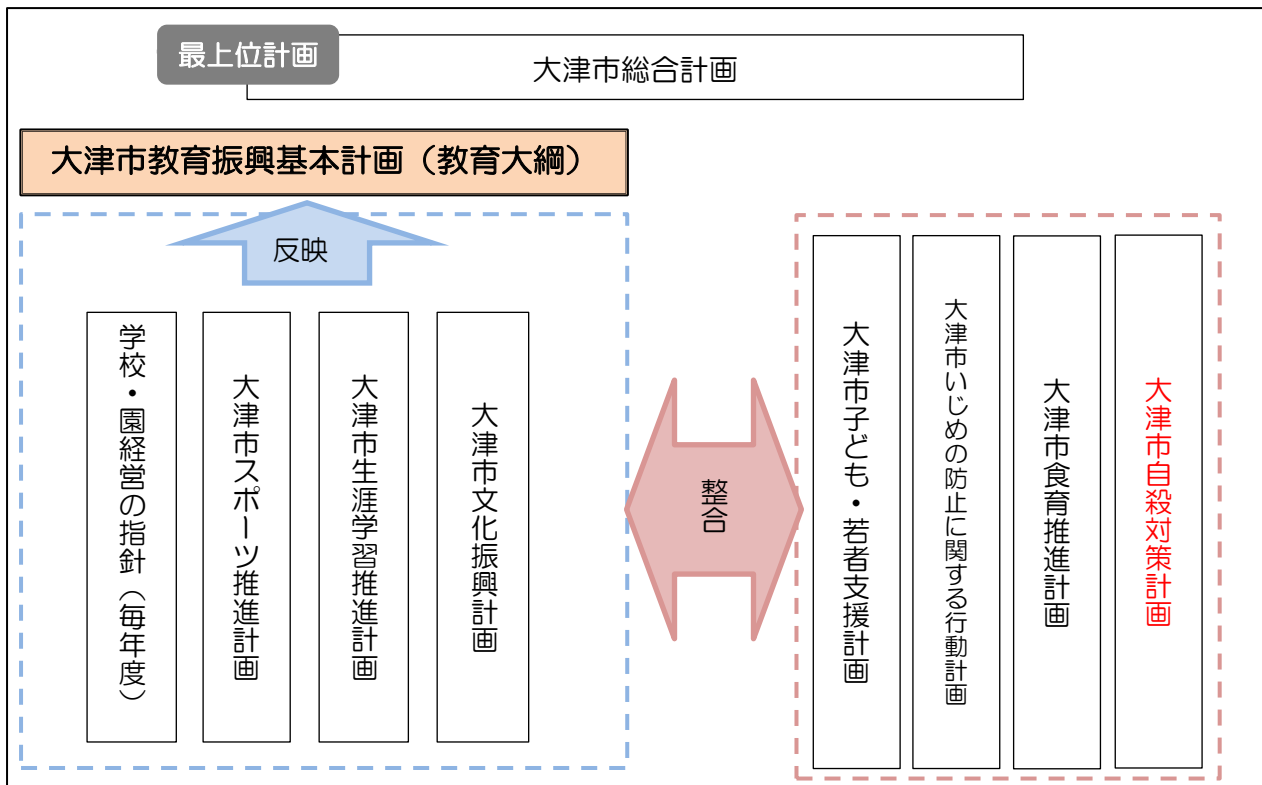
2. 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に規定された、大津市の教育振興のための施策に関する基本的な計画と位置づけます。

また、大津市の最上位計画である「大津市総合計画」の教育に関する施策を総合的かつ体系的に構築するための計画であり、福祉・文化・スポーツ等の分野においては、「大津市生涯学習推進計画」をはじめとして、既に個別計画が存在しており、これらの個別計画との整合を図ります。

なお、第3期基本計画と同様に、本教育振興基本計画をもって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に規定された教育大綱として位置づけます。

図 1－1 計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画は、令和 7 年度（2025 年度）を初年度とし、令和 11 年度（2029 年度）までの 5 年間を計画期間とします。

図 1－2 計画の期間

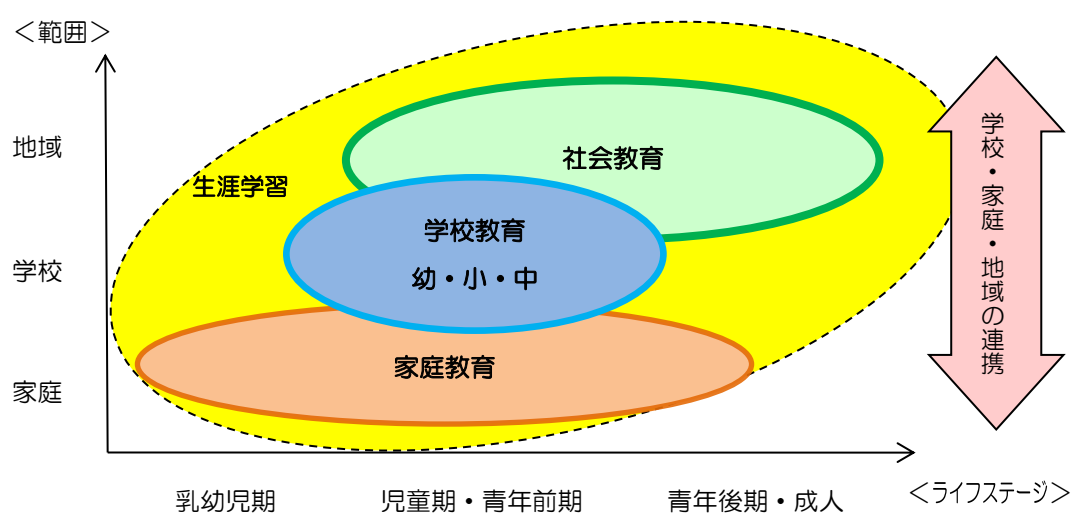
年 度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
大 津 市	大津市総合計画								大津市総合計画														
	第 1 期大津市教育振興基本計画						第 2 期大津市教育振興基本計画						第 3 期大津市教育振興基本計画						第 4 期大津市教育振興基本計画				
	大津市スポーツ振興計画							大津市スポーツ推進計画															
	大津市生涯学習推進 基本計画			大津市生涯学習推進 基本計画				大津市生涯学習推進 計画				大津市生涯学習推進 計画											
	大津市文化振興計画					大津市文化振興計画 (第二次)					大津市文化振興計画 (第三次)												
国	第 1 期教育振興基本計画					第 2 期教育振興基本計画					第 3 期教育振興基本計画					第 4 期教育振興基本計画							
滋 賀 県	第 1 期滋賀県教育振興基本計画					第 2 期滋賀県教育振興基本計画					第 3 期滋賀県教育振興基本計画					第 4 期滋賀県教育振興基本計画							

4. 計画の範囲

本計画において取り扱う「教育」は、教育を受ける場所にかかわらず、学校教育のみならず、家庭教育及び社会教育を含みます。また、生涯学習は学校教育や家庭教育、社会教育を通じた学習はもちろん、その時期にかかわることなく、個人の学習や様々な活動から得られる学習も含みます。

なお、取組の対象分野については、市長部局、教育委員会が所管する分野・施策を含み、本市における教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に構築し、全市的に教育施策の推進にあたります。

図 1－3 計画の範囲



5. 計画の策定体制

計画の策定体制は次のとおりとしました。

■大津市総合教育会議

- ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年（2015年）4月1日から施行されたことにより、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指すべき姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育施策を推進していくために設置した会議です。
- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第2項に基づき、この会議の中で本計画の協議を行いました。

■大津市教育振興基本計画策定プロジェクト委員会

- ・本計画の原案を作成するため、庁内関係所属や小中学校の教員で構成するプロジェクト委員会を設置しました。

■大津市教育振興基本計画策定懇話会

- ・本市の教育に資する取組の現状と課題、計画策定に向けた方向性、内容等について意見を聴取するために懇話会を設置しました。

（令和6年度構成員）学識経験者、市民団体代表 5名

第2章 大津市の教育をめぐる現状と課題

1. 本市を取り巻く環境の変化や動向

(1) 人口減少、少子高齢化の進展

- 全国的に人口減少、少子高齢化が進行するなか、大津市においては令和2年4月時点で人口34万人でしたが、その後、令和6年4月1日時点で〇〇万人と減少しており、将来推計人口でも全国や滋賀県と同様に減少していくことが見込まれています。
- 人口構造についても令和2年4月1日時点の年少人口は に対し、令和6年4月1日時点では であり、年少人口及び生産年齢人口は年々減少し、老年人口の増加していることが確認できます。
- 市立幼稚園、小学校、中学校の園児児童生徒数の推移は以下のとおりであり、〇〇な傾向が確認できます。

※図 大津市の将来推計人口（生産年齢人口別）

※図 児童生徒数の推移

(2) 世帯構成の変化と地域コミュニティの希薄化

- 世帯数や一世帯あたりの人員をみると、令和2年4月1日時点の世帯数は 世帯、一世帯あたりの人員は〇〇人であるのに対し、令和6年4月1日時点の世帯数は 世帯、一世帯あたりの人員は〇〇世帯であり、世帯数は増加しているものの、一世帯あたりの人員は減少する傾向にあります。
- 少子高齢化や人口減少、ライフスタイルや価値観の多様化等の社会環境の変化を背景として、自治会をはじめ地域団体の加入率は年々低下しています。
- 地域内の人間関係が希薄化し、子ども同士で遊ぶ機会や幅広い年齢の人々と触れあう機会が減少

しています。

※図 世帯数と1世帯あたりの人員数推移

※図 自治会加入率の推移

（3）教育上の課題の多様化、複雑化

- 子ども達を取り巻く環境は変化し、子どもの貧困問題、不登校対応、いじめ問題など、教育における課題はより多様化・複雑化しています。
- 不登校対応について、相談件数は〇〇件であり、件数は増加傾向にあります。
- 社会の多様化が進むなか、障害の有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした人生を享受することができる共生社会の実現を目指し、その実現に向けた社会的包摂を推進する必要があります。

※図 不登校相談件数

※図 いじめ発生件数

（４）教職員の負担軽減や働きやすい環境づくり

- 教育をめぐる社会情勢の変化とともに、教職員の長時間勤務や成り手不足が課題となっています。
- 国においては令和５年８月の国の中央教育審議会緊急提言において、学校教師が担う業務の精選・見直しの徹底や各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し、小学校高学年の教科担任制の強化や教員業務支援員の全小・中学校への配置拡大など、「できることを直ちに行う」という考え方のもと、緊急的に取り組むべき施策について提言がなされました。
- 教育の中心的な担い手となる教職員が本来の力を発揮できるよう、勤務時間の適正化など働きやすい環境づくりが必要であり、本市でもこれまで会議研修、報告書等の削減や簡易化、留守応答電話の運用やスクールサポートスタッフの配置を行うなど、総合的な働き方改革に取り組んできました。

※図 教職員の時間外数の推移

（５）将来の予測が困難な時代の到来

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人的な交流や体験学習の機会が減少し、対面による活動が困難になるなど、教育活動に大きな影響がもたらされました。
- また、緊急事態宣言の発令に伴う学校の臨時休校により、子ども達にとって学校は居場所であり福祉的なセーフティネットとしての役割を担っていることが再認識されました。
- 一方で一人一台のタブレットの導入やオンライン授業の開始など、学校内でもＩＣＴを活用した教育が進み、学びの変容がもたらされました。
- 教育基本法の理念・目的・目標・機会均等の実現を目指すことは、将来の先行きが不透明で予測が困難な社会や時代においても、変わることはない立ち返るべき教育の原点であることが再認識されました。
- 現代は将来の予測が困難な時代であり、現時点で予測される社会の課題や変化に対応して人材を育成するという視点と、予測できない未来に向けて自らが社会を作り出していくという双方の視点が必要となるとされています。
- 国においては多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育のあり方として、日本の社会に根差したウェルビーイングの向上として、精神的な豊かさの重視が示されました。

（６）子どもを中心とした総合的な施策の推進

- 令和５年４月１日に子ども施策を総合的に推進することを目的として「こども基本法」が制定され、次代の社会を担うすべての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す、国においては「こども家庭庁」が創設されました。
- この法律では、子どもに関連する施策について当事者である子どもたちが意見を表明する機会を確保するなど、子どもを中心とした総合的な施策の推進が図られることとなりました。
- 本市でも子ども・若者支援計画において、「こども基本法」の理念の周知や意見聴取の機会の創出などを規定し、取組を進めています。

2. 教育政策をめぐる動向

(1) 国の第4期教育振興基本計画について

国においては、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間を計画期間とする第4期教育振興基本計画を策定しました。

第4期教育振興基本計画においては、教育基本法を普遍的な使命としつつ、新たな時代の要請を取り入れていく「不易流行」の考え方を基調とし、2040年以降の社会を見据えた教育政策の在り方を示すものとして、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」という総括的な2つの基本方針と、「①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」「②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」「③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」「④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」「⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話」という5つの基本的な方針を掲げています。

※国の計画概要を図示

(2) 滋賀県の第4期教育振興基本計画について

滋賀県においては、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間の計画期間とする第4期教育振興基本計画を策定しました。

第4期教育振興基本計画においては、基本目標として「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり～「三方よし」で幸せ育む滋賀の教育～」を掲げ、未来の社会の中心となる子どもたちの力の育成、学びに向けた基盤となる環境の整備、社会のみんなで取り組む学びの観点から、「夢と生きる力を育む」「学びの基盤を支える」「みんなで学びに関わる共に生きる」の3つの施策を柱として設け、教育施策を総合的に推進することとしています。

※県の計画概要を図示

3. 第3期基本計画期間中の成果と課題

第3期基本計画においては、「新しい価値と可能性を追求する大津の教育 ～多様性を尊重し自立する人～」を基本理念とし、下記の5つの基本方針を掲げて、取組を推進しました。

基本方針	1 次代を生き抜く力を育みます 2 子どもが安心して学ぶことができる環境を整えます 3 次代を見据え大津の教育を活性化する教育改革を行います 4 社会全体で子どもを育てます 5 共に生きる地域づくりのための社会教育を推進します
------	---

〔基本方針1〕次代を生き抜く力を育みます

社会の多様化・複雑化が加速する次代を生き抜くためには、知識及び技能の習得にとどまらず、未知の状況においても思考、判断及び表現することができる力、学びを人生や社会に生かそうとする力など、「自分の人生を自分で切り拓いて生きていく力」を、知徳体の観点を大切にしながら総合的に育成する必要があります。そこで、以下の点について取組を進めました。

- 平成29・30年改訂学習指導要領（以下「現行学習指導要領」という。）では、生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」及び学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」を育成することが求められています。そのため、学ぶ意義を明確にし、子ども一人ひとりの学びの状況に応じた最適な支援に努めるとともに、仲間と協働して課題解決に取り組む「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業へと転換を図り、子どもの学ぶ力の育成を推進しました。
- 学校の全ての教育活動を通して、価値観の多様性を認め、尊重し、理解する寛容な心、また、自制心や協調性、やり抜く力など、子どもの学びや生活の支えとなる人間性を育み、よりよく生きる心の教育を進めました。
- 「人生100年時代」をより豊かにするため、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力、体力向上と健康保持の基礎となる力や、睡眠や食生活など心身の健康を保持し、増進するため、これらを自己管理する力の育成を推進しました。
- 地域の自然や歴史、文化など、実際に「見る・聞く・触れる」ことを重視した体験的な学習を通して、郷土に愛着と誇りを持つとともに、命や自然の大切さに気付き、主体的に行動できる子どもの育成を推進しました。
- 超スマート社会を見据え、ICTを効果的に活用した教育を推進し、情報モラルを踏まえた情報活用能力等の情報化社会に必要な資質や能力の育成を推進しました。

こうした取組の成果として、全国学力・学習状況調査においては、学力の一側面を表すものではあるものの、一定の学力水準の維持がうかがえました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、様々な学びの変容がもたらされ、1人1台端末等、学校教育におけるICT環境の整備が飛躍的に進展しました。

一方、学習に対する意欲や関心に関する同調査の分析結果には課題がみられることから、多様な学びへの指導・支援等、さらなる充実が求められます。また、ＩＣＴの効果的な活用とともに、引き続き、情報モラルの育成に努める必要があります。

なお、子どもを対象としたアンケートには〇〇についての意見がみられたことから、〇〇に留意する必要があります。

指標		基準値 令和元年度	目標値 令和6年度	実績値 令和2年度	実績値 令和3年度	実績値 令和4年度	実績値 令和5年度
全国学力・学習状況調査において 全国平均を上回った教科区分数 教科区分：小学校（国語・算数） 中学校（国語・数学）		小：2/4 中：1/4	小：4/4 中：4/4	小：1/4 中：4/4	小：3/4 中：2/4	小：0/4 中：2/4	小：0/4 中：2/4
全国学力・学習状況調査において 学習への関心・意欲・態度に関わる 質問「〇〇の勉強は好きですか」に肯定的な回答をした児童生徒の割合	国語	小：70.5% 中：61.2%	5%以上 アップ	小：72.0% 中：65.5%	小：73.9% 中：64.6%	小：72.9% 中：65.8%	質問項目 無し
	算数・ 数学	小：76.5% 中：66.6%	5%以上 アップ	小：70.2% 中：69.2%	小：77.3% 中：68.8%	小：76.7% 中：68.9%	小：77.6% 中：68.5%
小・中の一貫したカリキュラム（教育課程）を作成した中学校区の割合		76%	85%以上	90%	94%	95%	95%

数値は要差替

〔基本方針2〕子どもが安心して学ぶことができる環境を整えます

子どもが抱える課題の解決に向け、学校組織として対応するとともに、子ども一人ひとりに焦点を当て、きめ細かで最適な方策や手立てを講じながら、子どもの命を輝かせ、安心につながる対応を図ることが必要です。そこで、以下の点について取組を進めました。

- いじめ対策については、子どもの命に関わることとして、「子どもの変容を意識高く読み取ること」、「組織的対応を行うこと」、「保護者や関係機関と連携すること」などの適切な対応を行うとともに、子どもによる自主的・主体的な未然防止につながる活動を支援するなど、総合的ないじめ対策を推進しました。
- 将来の自立と社会的参加につながる不登校児童生徒への支援を進めるとともに、子どもの個性や多様性を認め、一人ひとりの存在を尊重する学校教育を一層充実させる取組を行いました。
- 特別な支援を必要とする子ども一人ひとりへのきめ細かな支援体制の強化に努め、子どもが安心して学べる環境の構築に向けた取組を推進しました。
- 非常変災時等において、子どもの安全を最優先にした対応を図るとともに、学校施設の改修や通学路の安全対策など、子どもの安心・安全につながる教育環境の整備を推進しました。

こうした取組の成果として、令和4年度に「教育相談センター」を「教育支援センター」に改め、相談窓口の一本化を図るとともに、相談と支援を連動させた体制を構築しました。加えて、教育支援ルーム「ウイング」の増設、アウトリーチ型の支援及び校内ウイングによる支援の充実等、支援施策の拡充を推進しました。また、教育環境の整備の推進に着手しました。

一方、全国的な傾向ではあるものの、不登校の児童生徒数は増加しており、個々の状況に応じた多様な支援体制を整えるとともに、一人ひとりに寄り添った適切な支援が求められています。

なお、子どもを対象としたアンケートには〇〇についての意見がみられたことから、〇〇に留意する必要があります。

指標	基準値 令和元年度	目標値 令和6年度	実績値 令和2年度	実績値 令和3年度	実績値 令和4年度	実績値 令和5年度
全国学力・学習状況調査において 学校生活に関わる質問 （「学校に行くのは楽しいと思いますか」）に肯定的な回答をした児童生徒の割合	3.27点	3.4点以上	3.33点	3.49点	3.46点	3.49点
小中学校における個別の指導計画の作成率（特別な支援を要する児童生徒のうち、個別の指導計画を作成している割合）	3.82点	3.9点以上	4.02点	4.06点	4.38点	4.38点

数値は要差替

〔基本方針3〕次代を見据え大津の教育を活性化する教育改革を行います

学校は、保護者を始めとする市民の期待や願いを受け、子どもが安心して学べ、学力や体力を確実に培い、知徳体の調和の取れた人間性を総合的に育み、子どもが健やかに成長できる場であることが重要です。学校教育に関わる全ての者が、これからの未来を担う子どもの成長にとって重要な役割を有することを認識し、保護者や市民の「信頼」につながる教育改革を進めていく必要があります。そこで、以下の点について取組を進めました。

- 子どもと保護者に信頼される学校づくりに向け、地域の特色を生かした教育の推進、学校の組織対応力やマネジメント力の向上、積極的な情報発信など、自主的、自律的な学校づくりに向けた取組を推進しました。
- 教職員は、子どもの確かな成長につながるよう研究と修養に努めるとともに、教育委員会は、教職員としての専門的な力量や人間力を総合的に高める研修等を実施し、人材の育成に取組みました。
- 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）や「チーム学校」の考え方にに基づき、保護者や地域社会等とつながり、社会に開かれた学校運営に向けた取組を行いました。
- 教職員が子どもと向き合える時間を十分に確保できるよう、総合的な働き方改革を進めるなど、持続可能な社会に対応できるよう教育改革を推進しました。

こうした取組の成果として、学校夢づくりプロジェクト等を通して、各校において特色を生かした創意工夫ある取組が進みました。

一方、教職員が子どもと向き合える時間を十分に確保できるような取組について、引き続き進める必要があります。

なお、子どもを対象としたアンケートには〇〇についての意見がみられたことから、〇〇に留意する必要があります。

指標	基準値 令和元年度	目標値 令和6年度	実績値 令和2年度	実績値 令和3年度	実績値 令和4年度	実績値 令和5年度
子ども・保護者による 学校評価の評価点 (アンケート調査により確認 直近までの5年間平均(3点満点))	0校	28校 (50%)	2校 (3.6%)	2校 (3.6%)	7校 (12.7%)	17校 (30.9%)
教職員の在校等時間の減少 (全教職員の月平均 時間外在校等時間数の削減) (単位:時間)	4.8点	4.8点以上	4.9点	4.8点	4.8点	4.8点

数値は要差替

〔基本方針4〕社会全体で子どもを育てます

子どもへの教育は、社会的自立に向けた基礎的・基本的な資質及び能力の育成を図るとともに、人としての基礎づくりでもあるため、その教育は、家庭、地域及び学校がそれぞれの役割を果たし、互いに連携・協働し、社会全体で子どもの成長を支えていく必要があります。そこで、以下の点について取組を進めました。

- 家庭教育は、子どもの成長にとって極めて重要な意味を持っています。子どもが家族間の信頼関係に基づき、安定した中で人間性の基盤が形成されるよう、子育てに関する学習機会や啓発活動、相談活動の充実を図るなど、家庭教育への支援を推進しました。
- 子どもの保育環境を充実させるとともに、子どもの居場所づくりや児童虐待への適切な対応など、子どもを育てる環境づくりを推進しました。
- 学校は、「チーム学校」を推進し、保護者や地域の住民等のステークホルダー*と協働した教育活動を行うため、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用し、地域学校協働活動を促進しました。また、企業、大学等の人材等を活用して、子どもの学びの可能性を広げる教育活動を行いました。さらに、生徒指導上の課題等の対応に関し、専門職や関係機関と積極的な連携を図り、子どもにとって最適な対応を目指した取組を推進しました。

こうした取組の成果として、学校運営協議会や子育て講座等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による活動の制限が生じましたが、その後、子育て関連事業の実績値及び保護者満足度について回復傾向がみられました。

引き続き、保護者の子育てに係る相談体制や学習機会を充実させるとともに、子どもの居場所づくりや関係機関との連携をすすめる等、子どもを育てる環境づくりに努めることが必要です。

なお、子どもを対象としたアンケートには〇〇についての意見がみられたことから、〇〇に留意する必要があります。

指標	基準値 令和元年度	目標値 令和6年度	実績値 令和2年度	実績値 令和3年度	実績値 令和4年度	実績値 令和5年度
学校運営協議会制度	0校	28校	2校	2校	7校	17校

数値は要差替

(コミュニティ・スクール)の導入率		(50%)	(3.6%)	(3.6%)	(12.7%)	(30.9%)
子育て講座の保護者満足度の増加 (子育て講座アンケート調査により 「満足」(5段階中最も良い評価) と回答した率)	4.8点	4.8点以上	4.9点	4.8点	4.8点	4.8点

〔基本方針5〕共に生きる地域づくりのための社会教育を推進します

少子高齢化や人口減少など、社会を取り巻く環境が急激に変化する中、地域が自立し、持続可能なまちづくりに向けて、地域での課題解決力や教育力の向上が求められています。個人の成長とともに、地域のまちづくりや人づくりにつなげるため、自らの学びの成果を地域の活動の中で積極的に生かしていく必要があります。

そこで、以下の点について取組を進めました。

- 地域での課題解決に向けて、地域の人それぞれが関係する地域課題を共有し、自らの学びの成果を生かして解決するとともに、様々な地域課題を地域と市が共有し、協働して解決していく仕組みづくりを推進しました。
- それぞれの地域にある歴史や文化を大切にし、歴史遺産や伝統文化を次世代へ承継することで、地域への愛着と誇りにつなげる取組を推進しました。
- 市民の誰もが生涯にわたってスポーツを楽しめるよう、健康づくりにつながる運動・スポーツの機会の充実に向けた取組を実施しました。
- 地域の人それぞれが協働して課題解決をしていくためには、多様性を認め合いながら共生していくことが重要であることから、思いやりや助け合いの心など、人権に対する意識の醸成に向けた取組を推進しました。

こうした取組は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による活動の制限が生じましたが、事業によっては感染拡大以前の水準に戻りつつあります。

しかしながら、感染拡大による人と人との交流の機会の減少とともに、地域コミュニティのつながりの希薄化が懸念されます。引き続き、歴史や文化、スポーツなどの社会教育の学びや活動の機会の創出により、市民意識の醸成につなげていく必要があります。

なお、子どもを対象としたアンケートには〇〇についての意見がみられたことから、〇〇に留意する必要があります。

指標	基準値 令和元年度	目標値 令和6年度	実績値 令和2年度	実績値 令和3年度	実績値 令和4年度	実績値 令和5年度
市民の主体的な学び (出前講座利用者数)の増加	6校	28校 (50%)	2校 (3.6%)	2校 (3.6%)	7校 (12.7%)	17校 (30.9%)
出前講座利用者の満足度の増加 利用者のアンケート調査により 「とても良い」(5段階中最も良い 評価)と回答した率	4.8点	4.8点以上	4.9点	4.8点	4.8点	4.8点
大津人実践講座参加者数 (延べ人数)の増加	4.8点	4.8点以上	4.9点	4.8点	4.8点	4.8点

数値は要差替

第3章 大津市の教育の基本理念と基本方針

教育基本法第1条には、教育の目的として「人格の完成」と「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」が規定されています。そこで、第4期大津市教育振興基本計画の策定に当たっては、教育基本法における理念・目的等の実現を目指すことを普遍的な使命としつつ、新たな時代の要請とともに、本市の教育をめぐる現状と課題を踏まえることとしました。

国の第4期教育振興基本計画においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は予測困難な時代を象徴しており、学校の役割を再認識するきっかけとなり、学びの変容がもたらされたとしています。そのうえで、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していく視点の必要性とともに、社会の「多様化」が進む中、誰もが生き生きとした人生を享受できる「共生社会」や、一人ひとりの豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展のためには、教育の果たす役割が大きいことが示されています。また、「一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら…（中略）…豊かな人生を切り拓き」、「未来に向けて自らが社会の創り手」となることや、日本社会に根差したウェルビーイングの向上が掲げられています。

これまで本市では、第3期大津市教育振興基本計画において、「新しい価値と可能性を追求する大津の教育～多様性を尊重し自立する人～」の実現に向けて取組を進めてきました。

その成果として、前述のとおり、全国学力・学習状況調査結果にみられる一定の学力水準の維持、ICT環境の整備、教育支援センターによる包括的な相談体制の構築、教育環境の整備の推進のほか、学校夢づくりプロジェクト等による自律的な学校づくりが進展しつつあります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による活動の制限は生じましたが、子育てに関する取組や保護者満足度等について回復傾向がみられました。

一方、全国学力・学習状況調査の結果によれば意欲や関心の向上に課題があることから、多様な学びへの指導・支援等、さらなる充実が必要であり、全国的な傾向ではあるものの不登校の児童生徒数は増加していることから、個々の状況に応じた多様な支援体制などよりいっそう一人ひとりに寄り添った適切な支援が求められます。また、相談体制や学習機会の充実等、子どもを育てる環境づくりに加えて、地域コミュニティのつながりの希薄化への懸念からも、共生社会の実現につながるさらなる社会教育の学びや活動の機会の創出が必要です。

また、子どもを対象としたアンケートには〇〇についての意見がみられたことから、〇〇に留意する必要があります。

そこで、上述の新たな時代への要請と本市の現状を踏まえ、計画策定に際しては、教育基本法第1条に教育の目的として掲げられる「個の伸長」と「社会の形成者の育成」において、「多様性の尊重」を念頭に「共生社会の実現」をめざすことを基本的な考え方としました。そのうえで、基本理念の設定にあたっては、将来の予測が困難な時代にあっても、一人ひとりが、自らの可能性を広げ、他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら自分や社会の未来をともに創ることをめざす大津の教育を推進することを示すこととしました。

1. 基本理念

第4期基本計画の策定に際しては、教育基本法の理念・目的等の実現を普遍的な使命としつつ、教育基本法に掲げられる「個の伸長」と「社会の形成者の育成」においては、新たな時代の要請と本市の教育をめぐる現状と課題を踏まえて「多様性の尊重」を念頭に「共生社会の実現」をめざすことを基本的な考え方とすることとしました。

将来の予測が困難な時代にあっても、一人ひとりが、自分のよさを生かしながら自らの可能性を広げ、他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら心豊かな人生を切り拓く等、自分や社会の未来をともに創ることをめざす大津の教育を推進するために、全世代を対象として、次のとおり基本理念を設定しました。

一人ひとりが輝き、ともに未来を創る大津の教育

「一人ひとりが輝くこと」と、「ともに未来を創ること」が、相互に補完し合い、循環していくよう各施策を設定していきます。

(1) 「一人ひとりが輝く大津の教育」

子どもから成人まで誰もが価値ある存在として尊重され、「一人ひとり」が自分のよさを生かすなど自分らしく幸せや生きがいを感じながら、自らの夢や可能性を広げていく大津の教育を推進します。(キーワード：個の伸長、多様性の尊重)

(2) 「ともに未来を創る大津の教育」

学校や地域社会において、多様な他者と協働するなど「ともに」学び支え合うことにより、誰もが自らの「未来」や社会の「未来」の「創り手」として、生涯にわたって幸せや豊かさを感じる社会の実現に資する教育の推進に努めます。(キーワード：社会の形成者、共生)

以上のとおり、「一人ひとりが輝き、ともに未来を創る大津の教育」を実現するには、一人ひとりの可能性を引き出し、自分や社会の未来の創り手として、他者を尊重して多様な人々と協働しながら心豊かに生きていくための学びを充実させることが求められます。

また、このような教育の実効性を高めるには、一人ひとりの多様な学びを支える体制や人的・物的な教育的環境の整備のもと、誰もが安心して学べる教育を推進することが不可欠です。

なお、これらの学びの充実と基盤整備は、家庭や地域との連携によってよりいっそう確実に進むだけでなく、地域社会における幸せや生きがいの創生につながることから、生涯にわたって、多様な他者と協働しながら、ともに学び支え合う社会の実現に通じるものでもあります。

2. 基本方針

前述のとおり、「一人ひとりが輝き、ともに未来を創る大津の教育」の実現に向けた基本的な方向性として、次の3点が挙げられます。

- 一人ひとりの可能性を引き出し、自分や社会の未来の創り手として、他者を尊重して多様な人々と協働しながら心豊かに生きていくための学びを充実させることが求められること。
- このような教育の実効性を高めるには、一人ひとりの多様な学びを支える体制や人的・物的な教育的環境の整備のもと、誰もが安心して学べる教育を推進することが不可欠であること。
- これらの学びの充実とその基盤整備は、家庭や地域との連携によってよりいっそう確実に進むだけでなく、地域社会における幸せや生きがいの創生につながることから、生涯にわたって、多様な他者と協働しながら、ともに学び支え合う社会の実現に通じるものであること。

これらをふまえ、基本理念「一人ひとりが輝き、ともに未来を創る大津の教育」の実現に向けた基本方針として、

「基本方針1 一人一人の可能性を引き出し、心豊かに生きる力を育む」

「基本方針2 すべての子どもが安心して学べる教育を推進する」

「基本方針3 とともに学び支え合う社会の実現をめざす」

を掲げ、取組を進めることとします。

第3期基本計画と第4期基本計画の比較

【第3期 大津市教育振興計画 施策体系】

基本理念	基本方針	重点アクション	施策項目
新しい価値と可能性を追求する大津の教育 ～多様性を尊重し自立する人～	①次代を生き抜く力を育みます 【学校教育】	将来の夢や可能性を広げる学ぶ力アップ	①主体的に学び続ける力を育む教育の推進 ②よりよく生きる心の教育の推進 ③人生100年時代の体をつくる教育の推進 ④感性豊かでふるさとに愛着を持てる教育の推進 ⑤超スマート社会のニーズに対応できる教育の推進（次世代教育の推進）
	②子どもが安心して学ぶことができる環境を整えます 【学校教育】	安心して学べる学校づくり	①いじめ防止対策の総合的な推進 ②不登校対策と多様なニーズに合わせた教育の充実 ③特別支援教育の充実 ④安心・安全な学校づくりの推進
	③次代を見据え大津の教育を活性化させる教育改革を行います 【学校教育】	子どもと市民に信頼される学校づくりと教職員の資質向上	①主体的で自律した学校の創造 ②学校教職員の資質の向上と人材育成 ③社会に開かれた学校、産官学民連携の推進 ④持続可能な社会に対応する教育への変革
	④社会全体で子どもを育てます 【家庭教育】 【社会教育】 【学校教育】	家庭教育と家庭・地域・学校の協働の充実	①家庭・地域の教育力の向上 ②子どもを育てる環境づくりの推進 ③「チーム学校」の推進
	⑤共に生きる地域づくりのための社会教育を推進します。【社会教育】	持続可能な地域づくりを担う人材の育成	①主体的に学び、行動できる人材の育成 ②大津の歴史と伝統、文化を次代に継承する学習機会の充実 ③市民の健康づくりと生涯スポーツの推進 ④思いやり・助け合いの心の醸成

【第4期 大津市教育振興計画 施策体系】

基本理念	基本方針	施策項目
一人ひとりが輝き、ともに未来を創る大津の教育	基本方針1 一人ひとりの可能性を引き出し、心豊かに生きる力を育む	
	基本方針2 すべての子どもが安心して学べる教育を推進する	
	基本方針3 ともに学び支え合う社会の実現をめざす	

検討中

基本方針 1 一人ひとりの可能性を引き出し、心豊かに生きる力を育む

〔1〕方向性

「一人ひとりが輝き、ともに未来を創る大津の教育」の実現には、一人ひとりの可能性を引き出し、自分や社会の未来の創り手として、他者を尊重して多様な人々と協働しながら心豊かに生きていくための学びを充実させることが求められます。

そこで、①確かな学びと可能性を引き出す教育、②豊かな心を育む教育の推進、③健やかな心身を育む教育の推進、④社会に対応できる教育の推進、⑤郷土への愛着を育む教育の推進により、一人ひとりの可能性を引き出し、心豊かに生きる力を育むことに努めます。

〔2〕主な取組

- ① 確かな学びと可能性を引き出す教育の推進（基礎基本の定着、学ぶ力の向上等）
- ② 豊かな心を育む教育の推進（人権教育、道徳教育等）
- ③ 健やかな心身を育む教育の推進（体力向上、食育等）
- ④ 社会に対応できる教育の推進（キャリア形成、情報活用能力、産官学民との連携等）
- ⑤ 郷土への愛着を育む教育の推進（自然体験、環境学習、歴史・文化の学習等）

※下線は重点的に取り組む事項

〔3〕指標

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学校 2/2	小学校 2/2	小学校 2/2	小学校 2/2	小学校 2/2
検討中				
※				



基本方針2 すべての子どもが安心して学べる教育を推進する

〔1〕方向性

「一人ひとりが輝き、ともに未来を創る大津の教育」の実現には、一人ひとりの可能性を引き出し、自分や社会の未来の創り手として、他者を尊重して多様な人々と協働しながら心豊かに生きていくための学びを充実させることが求められており、このような教育の実効性を高めるには、一人ひとりの多様な学びを支える体制や人的・物的な教育的環境の整備のもと、誰もが安心して学べる教育を推進することが不可欠です。

そこで、①学びを支える学校体制づくりの推進、②安全・安心な環境整備の推進、③教職員の資質向上、④きめ細やかな支援・相談体制の充実、⑤地域社会に根ざした学校づくりの推進により、すべての子どもが安心して学べる教育の推進に努めます。

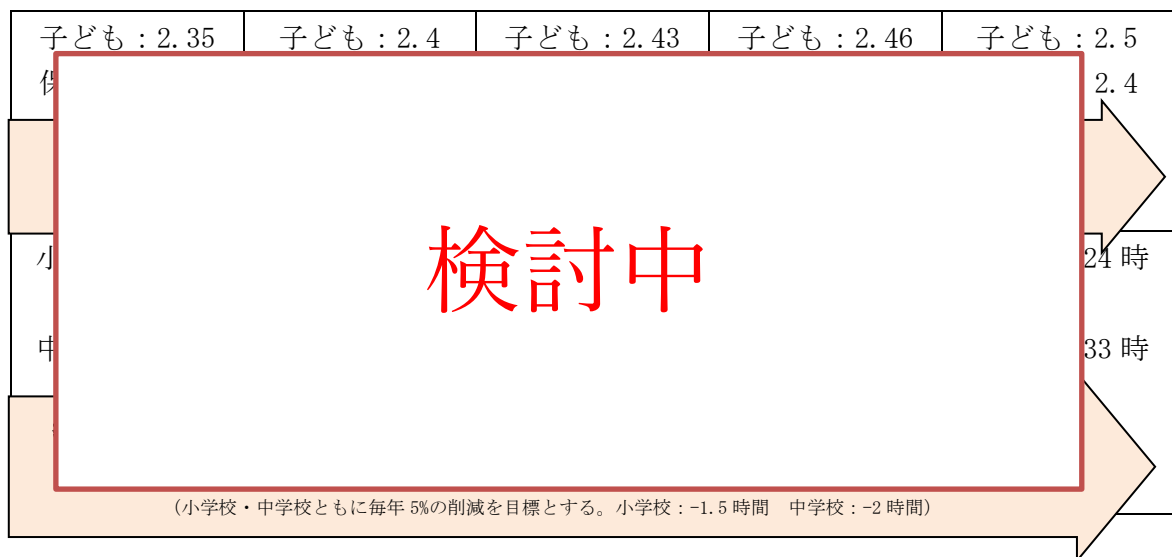
〔2〕主な取組

- ① 学びを支える学校体制づくりの推進（学校組織マネジメントの向上、特色ある学校づくり、チーム学校等）
- ② 安全・安心な環境整備の推進（学校施設の整備等）
- ③ 教職員の資質向上（教育者としての使命感・専門性・人間性の涵養等）
- ④ きめ細やかな支援・相談体制の充実（個に応じた支援、教育相談等）
- ⑤ 地域社会に根ざした学校づくりの推進（コミュニティ・スクール等）

※下線は重点的に取り組む事項

〔3〕指標

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全	全	全	全	全
検討中				
令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度



基本方針3 ともに学び支え合う社会の実現を目指す

〔1〕方向性

「一人ひとりが輝き、ともに未来を創る大津の教育」の実現には、一人ひとりの可能性を引き出し、自分や社会の未来の創り手として、他者を尊重して多様な人々と協働しながら心豊かに生きていくための学びを充実させることが求められており、このような教育の実効性を高めるには、一人ひとりの多様な学びを支える体制や人的・物的な教育的環境の整備のもと、誰もが安心して学べる教育を推進することが不可欠です。

さらに、これらの学びの充実とその基盤整備は、家庭や地域との連携によってよりいっそう確実に進むだけでなく、地域社会における幸せや生きがいの創生につながることから、生涯にわたって、多様な他者と協働しながら、ともに学び支え合う社会の実現に通じるものです。

そこで、①家庭教育への支援の充実、②家庭・地域・学校の協働の充実、③生涯にわたり学び支え合う人材の育成、④健康づくりと生涯スポーツの推進、⑤大津の歴史と文化、伝統を継承する学習機会の充実により、ともに学び支え合う社会の実現を目指すことに努めます。

〔2〕主な取組

- ① 家庭教育への支援の充実（子育てに関する学習の機会、相談活動等）
- ② 家庭・地域・学校の協働の充実（地域学校協働活動、子どもの居場所づくり等）
- ③ 生涯にわたり学び支え合う人材の育成（学習機会の充実、学習成果の活用支援、人権教育等）
- ④ 健康づくりと生涯スポーツの推進（スポーツの機会の充実等）
- ⑤ 大津の歴史と文化、伝統を継承する学習機会の充実（歴史や文化資源の学習機会の創出等）

※下線は重点的に取り組む事項

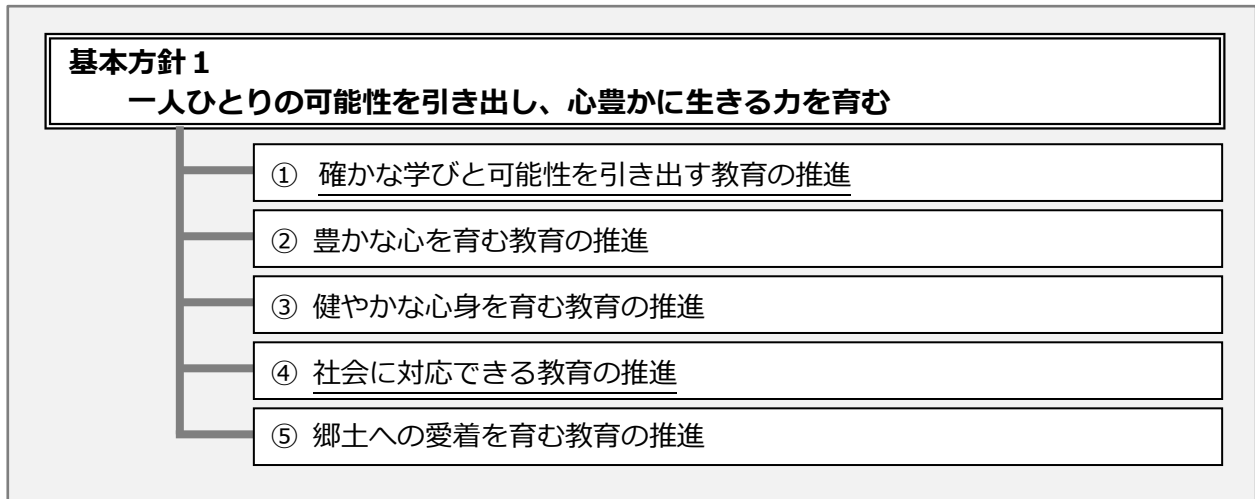
〔3〕指標

[illegible]

第4章 施策体系

基本方針ごとに、具体的な施策を次のとおり示します。

基本方針1 一人ひとりの可能性を引き出し、心豊かに生きる力を育む



※下線は重点的に取り組む事項

① 確かな学びと可能性を引き出す教育の推進

■方向性■

■主な事業■

- 基礎基本の定着に関するもの
- 学ぶ力の向上等に関するもの

② 豊かな心を育む教育の推進

■方向性■

■主な事業■

- 人権教育に関するもの
- 道徳教育等に関するもの

③ 健やかな心身を育む教育の推進

■方向性■

■主な事業■

- 体力向上に関するもの
- 心の健康に関するもの

○食育等に関するもの

④ 社会に対応できる教育の推進

■方向性■

■主な事業■

○キャリア形成に関するもの

○情報活用能力に関するもの

○産官学民との連携に関するもの

⑤ 郷土への愛着を育む教育の推進

■方向性■

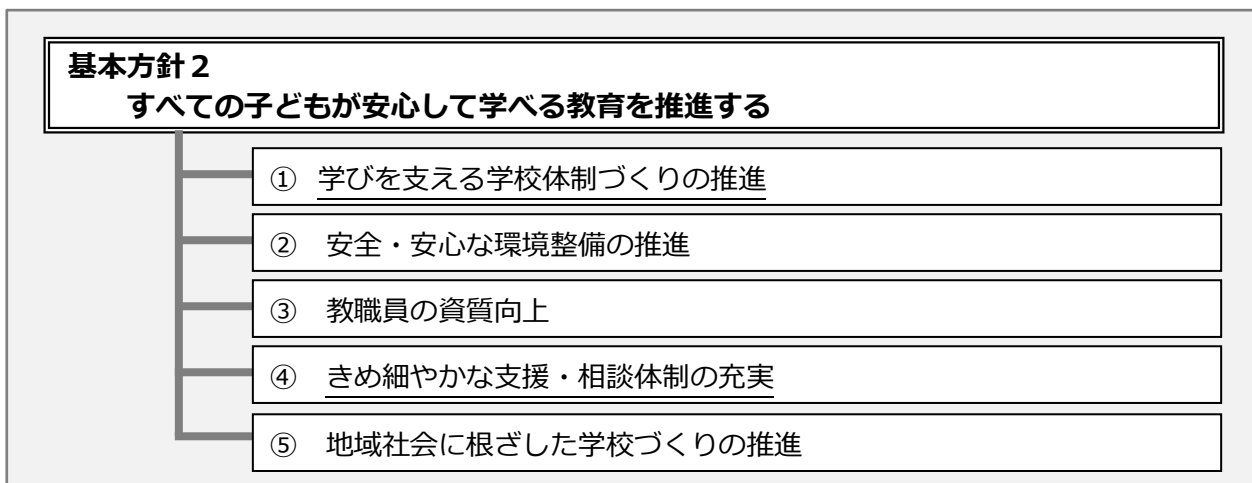
■主な事業■

○自然体験に関するもの

○環境学習に関するもの

○歴史・文化の学習等に関するもの

基本方針2 すべての子どもが安心して学べる教育を推進する



※下線は重点的に取り組む事項

① 学びを支える学校体制づくりの推

■方向性■

■主な事業■

- 学校組織マネジメントの向上に関するもの
- 特色ある学校づくり等に関するもの
- チーム学校等に関するもの

② 安全・安心な環境整備の推進

■方向性■

■主な事業■

- 学校施設の整備等に関するもの

③ 教職員の資質向上

■方向性■

■主な事業■

- 教育者としての使命感・専門性・人間性の涵養等に関するもの

④ きめ細やかな支援・相談体制の充実

■方向性■

■主な事業■

- 個に応じた支援に関するもの
- 教育相談等に関するもの

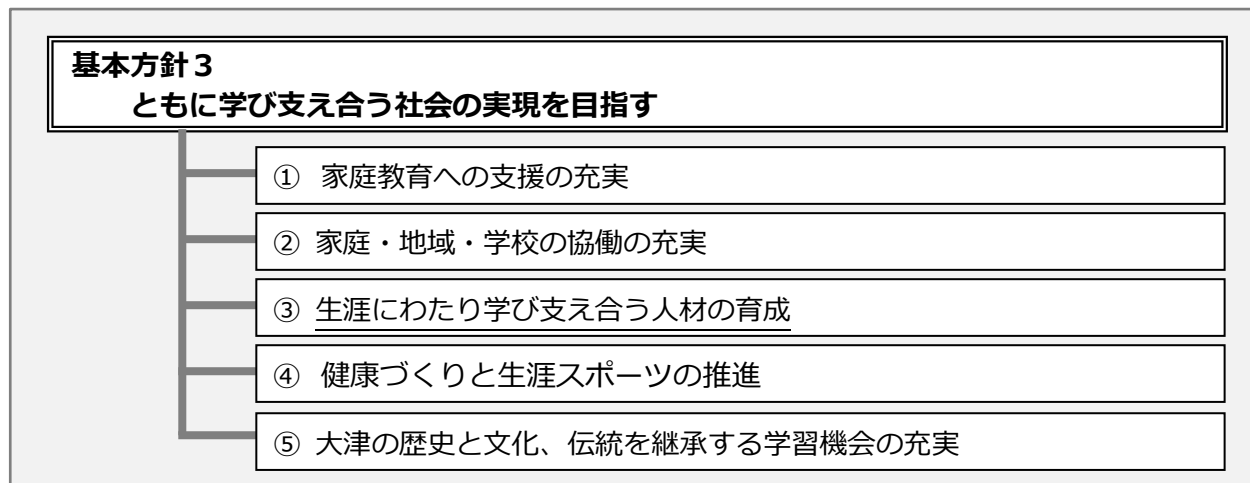
⑤ 地域社会に根ざした学校づくりの推進

■方向性■

■主な事業■

- コミュニティ・スクール等に関するもの

基本方針3 とともに学び支え合う社会の実現を目指す



※下線は重点的に取り組む事項

① 家庭教育への支援の充実

■方向性■

■主な事業■

- 子育てに関する学習の機会に関するもの
- 相談活動等に関するもの

② 家庭・地域・学校の協働の充実

■方向性■

■主な事業■

- 地域学校協働活動に関するもの
- 子どもの居場所づくり等に関するもの

③ 生涯にわたり学び支え合う人材の育成

■方向性■

■主な事業■

- 学習機会の充実に関するもの
- 学習成果の活用支援に関するもの
- 人権教育等に関するもの

④ 健康づくりと生涯スポーツの推進

■ 方向性 ■

■ 主な事業 ■

○スポーツの機会の充実等に関するもの

⑤ 大津の歴史と文化、伝統を継承する学習機会の充実

■ 方向性 ■

■ 主な事業 ■

○歴史や文化資源の学習機会の創出等に関するもの

第5章 計画の推進に当たって

1. 教育に関わる関係部署・関係機関及び学校・家庭・地域との連携

教育に関わる施策は、教育委員会が所管する分野だけでなく、市長部局が所管する分野も含むため、大津市の組織が一体となって、施策の横断的、総合的な推進を図ります。

また、国や県の教育施策の状況、本市の最上位計画である大津市総合計画に基づく教育施策の進捗状況、関連計画の施策や事業の進捗状況などとの整合を図り、本計画に定める施策の円滑な実施に努めます。

さらに、本計画に関わる施策の着実な実施に当たって、学校だけではなく、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）や地域学校協働活動による取組も含め、家庭や地域の住民、企業・事業所、NPOなど、様々な主体と教育の意義や方向性を共有し、連携・協働して取り組み、それぞれの教育力を結集して社会全体で本計画を推進していきます。

2. 計画の進行管理と見直し

本計画の推進に当たっては、PDCAサイクルの考え方を踏まえ、指標に基づく進捗管理を行うとともに、本計画の推進に係る適切な事業経費配分にも十分に留意しながら、実効性のある計画推進に努めます。

また、施策や事業の評価を踏まえ、その結果を広く公表していきます。

なお、計画期間中であっても、社会情勢や財政状況など、大津市の教育行政を取り巻く環境や課題の変化に柔軟かつ適切な対応ができるよう、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

さらに、国の制度や施策の変更、教育改革の動きに適切に対応していきます。

3. 計画の周知等

計画の推進を図るためには、学校園や家庭、地域の参画も重要であることから、市民一人ひとりが主体となって、自らが学び、教育についての関心を高めていくとともに、相互に連携して社会全体で施策の推進に取り組んでいく必要があります。

そのため、本市における教育の課題や基本理念、取組の内容などが共有できるよう、様々な機会を通じて関係者への周知を図ります。また、広報紙やホームページなどによる積極的な情報発信を行います。

なお、実効性を高めるために、策定に向けて、関係者からのヒアリングやパブリックコメント、児童生徒の意見聴取の他、学校現場の教職員による参画などにより、意見を踏まえた検討に加え、子どもを含む各ステークホルダーの当事者意識の涵養を図っています。

資料編

1. 用語解説

あ行

か行

さ行

た行

な行

は行

ま行

や行

ら行

わ行

A～Z

検討中